

港長公示第 6-57 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 6 年 8 月 21 日

京 浜 港 長 (公 印 省 略)

京浜港横浜区第 5 区海の公園前面海域における航泊の禁止について

京浜港横浜区第 5 区海の公園前面海域において、花火の打上げが行われるため、下記により船舶の航行及び停泊を禁止(花火打上げに伴う作業船、警戒に従事する船舶及び京浜港長が許可した船舶を除く。)する。

記

1 期間

令和 6 年 8 月 24 日 17 時 30 分から、花火の打上げが終了し、安全が確認されるまでの間(同日 20 時 10 分頃を予定)

2 区域(別図参照)

北緯 35 度 20 分 13.8 秒、東経 139 度 38 分 17.4 秒(世界測地系)を中心とした半径 250 メートルの海面

3 標識(別図参照)

上記 2 の区域付近には、赤旗付黄色標識灯(標体:黄色、4 秒に 1 閃光)並びに赤旗及び青色回転灯付オレンジ塗浮標が設置されている。

4 備考

花火打上げ区域周辺には、警戒船が配備されている。

警戒船には、「警戒船」の看板及び赤旗が掲げられている。(昼夜間)

警戒船には、青色閃光灯が掲げられている。(夜間)

